

# 課外活動の承認に関するガイドライン（令和4年1月17日以降）

新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部

## 1 課外活動の実施

①	必要な感染防止対策を講じた上で、課外活動を実施すること
②	密集する運動や近距離での組み合い・接触を伴う活動は、参加人数や練習内容・回数を必要最小限にとどめるなど、特に感染防止対策に留意した上で実施すること
③	お互い向かい合っでの発声、大きな声での会話、応援等を行わないこと
④	活動時間は、平日は3時間程度、土日祝は4時間程度とすること
⑤	同じ用具を消毒しないまま、複数人が使用しないこと
⑥	休憩時間中もベンチや日影に密集しないよう配慮し、身体的距離を確保すること
⑦	水分補給のボトルやタオルを共用しないこと
⑧	屋内での活動の場合は、常に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
⑨	課外活動中（更衣室を含む）は、支障がない限りマスクを着用すること
⑩	ミーティングや打ち合わせは極力屋外で行い、マスクを着用すること
⑪	他大学の学生を含む活動団体の場合、必要な学外者の入構手続きを適切に行うこと
⑫	各種体育施設や文化施設等、学外の施設を利用した活動は行わないこと ただし、学外の施設を利用する必要性が明らかであり、当該施設に必要な感染防止対策が講じられている場合に限り、学外の施設を利用した活動を認める
⑬	試合形式の練習（紅白戦等）、他大学等の学外者との合同練習、練習試合を行う場合、参加人数、移動人数を必要最小限にとどめること
⑭	合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合*、必要な感染防止対策が講じられている施設を利用するとともに、飲食は、同一テーブル4人以内で、感染防止の徹底を図り、短時間（2時間程度以内）で切り上げる。また、複数名が部屋に集まったの飲酒は行わないこと *実施にあたっては、活動内容、感染防止対策等に関して事前届出を行うこととし、届出のないものは合宿等として認めない。

※⑬、⑭において、まん延防止等重点措置区域をはじめ感染が拡大している地域での合同練習、練習試合、合宿は行わないこと。

## 2 部室等の使用

①	入室前に手洗いをを行うこと（アルコール等による手指消毒でも良い）
②	常にお互いの身体的距離（最低1m）を確保できるよう、一度に入室する人数を制限する等の措置を徹底すること
③	マスクを着用すること
④	大きな声で会話をしないこと
⑤	水分補給のボトルやタオルを共用しないこと
⑥	常に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
⑦	滞在時間は必要最小限とすること

### 3 その他

①	活動前にあらかじめ全ての参加者が検温し、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある学生の欠席を徹底すること
②	登校又は学外での活動に際して公共交通機関を利用する場合は、混雑する時間帯を極力避けるとともに、お互いの身体的距離を確保し、マスクを着用すること
③	課外活動の前後における飲食、または新入生を歓迎するためのコンパ等、飲食を伴うイベントは、新型コロナ対策認証店を利用の上、同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）で行うこととし、2次会は実施しないこと

### 4 公式戦に関する特例

①	課外活動の申請の際、主催団体が示すガイドライン（当該種目に係る全国規模の団体が示すガイドラインに準じていることが望ましい）を添付すること。ガイドラインが定められていない公式戦への参加は認めない
②	公式戦では、「1 課外活動の実施」に示した項目の一部の遵守が困難である場合も、主催団体が示すガイドラインに沿った活動については実施を認める
③	公式戦に参加するために必要な場合は、遠征を認める ただし、まん延防止等重点措置区域をはじめ感染が拡大している地域への遠征は、参加・移動人数を必要最小限にとどめること
④	公式戦への参加前2週間は、全学生が毎日検温し、発熱等の風邪症状・全身倦怠感・息苦しさ・嗅覚又は味覚の異常等の症状が、学生本人又は同居家族に生じた場合は、当該学生は練習及び公式戦への参加を見送ること
⑤	④について、当該学生が医療機関を受診し、PCR検査等を受検することになった（又は受検した）場合は、学務課への連絡を徹底すること
⑥	⑤について、当該学生が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、保健所が濃厚接触者の範囲を特定するまでの間、全員の練習及び公式戦への参加を見送ること。保健所が濃厚接触者に該当しないと判断した学生は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める
⑦	⑥は、当該学生がPCR検査を受検して結果が判明していない場合にも適用し、検査結果が判明するまでの間、全員の練習及び公式戦への参加を見送ること。検査結果が陰性と判明した場合は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める
⑧	公式戦への参加後2週間は、参加した全学生が毎日検温を行い、健康管理と感染予防に留意すること。この間に、参加した学生が医療機関を受診し、PCR検査等を受検することになった（又は受検した）場合は、学務課及び主催団体へ報告すること（但し、主催団体については、主催団体が報告の要件を別途定めている場合はそれに従うこと）
⑨	試合後の祝勝会、打ち上げなど、公式戦に関する活動の前後において、複数人での飲食は、新型コロナ対策認証店を利用の上、同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）で行うこととし、2次会は実施しないこと

※このガイドラインに違反した場合、団体名を公表の上、活動停止等の処分を含め厳正に対処します。